

自衛隊車両等の運行に関する違反があった場合の公表の例

防衛省においては、隊員が自衛隊車両等の運行にあたって法令に違反した場合等に、違反行為の内容及び結果、違反者の地位及び階級等並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して懲戒処分等を行い、その内容について公表しているところ、一定の基準の例は以下のとおり。

- ① 飲酒運転（酒気帯び含む）の場合
- ② 無免許の場合
- ③ ひき逃げの場合
- ④ あて逃げの場合
- ⑤ 速度超過 30Km以上（高速自動車国道等においては 40Km以上）の速度違反の結果、軽傷以上又は物損を伴う場合
- ⑥ 速度超過 15Km以上 30Km未満（高速自動車国道等においては 20Km以上 40Km未満）の速度違反の結果、重傷又は死亡を伴う場合